



一人でも入れる組合

ユニオン神奈川

No. 117

2019年11月15日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会
連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

第3回まちかど労働相談から ハラスメントが増加傾向

連合神奈川は10月14日、横浜新都市プラザ前にて「第3回まちかど労働相談」を開催、57件の相談があった。



「ハラスメント防止の義務付けは2022年4月から(中小)」

「上司からパワハラを受け、辞めたいが小さな子供を抱えているため、辞めることができない」な

どの相談が寄せられた。ハラスメント防止が企業に義務付けられるのは、大手は2020年6月から、中小は2022年4月からである。それまでは努力義務であるが、厚生労働省はホームページでパワハラの手引きを示した。誰もが働きやすい職場環境作りに取り組むことを考えよう。

「雇用契約書交付は義務」

「派遣で働いているが、雇用契約書をもらえないので、有給休暇があるかわからない」などの雇用契約に関する相談も多い。労働基準法では労働契約を締結する場合には、労働者に賃金、労働時間その他の労働条件を書面に

記載し、明らかにすることを使用者に義務づけている。パート労働者に関する記載も必要になる。雇用契約書の内容を確認し、労使双方が持っていることとなっている。

「年次有給休暇5日」は義務化されている？」

「会社は有給休暇5日を夏季休暇に充てると言っている」「今まで有給休暇を取った事が無い。どうやって5日の有給休暇を取得すればいいのか」などの相談が寄せられた。

「働き方改革」は大手企業は2019年4月から(中小は2020年4

月)年次有給休暇5日義務化が施行され、年に10日以上の有給休暇が付与される労働者に使用者が年5日の有給休暇を取得させる事が義務化された。法違反に対しては罰則が

科せられる。モチベーション・生産性向上のためにも、年次有給休暇の取得を請求しよう。

「10月1日から最低賃金は1,011円になる」

「最低賃金はいつから上がるのか」最低賃金に関する質問も多数あった。

10月1日から神奈川県最低賃金は1,011円(時間額)が適用される。最低賃金から除外されるのは①精勤手当、通勤手当、②臨時に支給される賃金、③1ヶ月を超える賃金、④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金。

実際の賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較して下回っていたら最低賃金法違反となる。



関東学院大学 連合寄付講座 「労働組合をつくる」紙屋顧問が講師

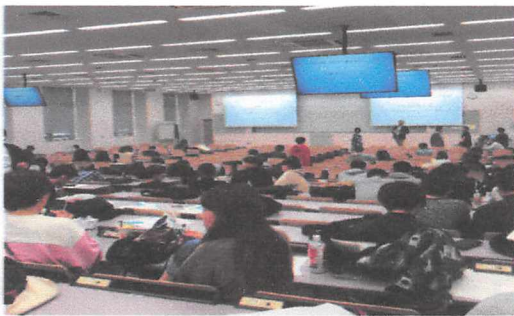
10月24日、連合神奈川が関東学院大学で行っている連合寄付講座「働き方と労働組合」に於いて、昨年に引き続き紙屋顧問が「労働組合をつくる」をテーマに講義を行った。受講生は212名。

講義は「労働組合はどこからできたのか」「労働組合は何をしているところ?」「連合って何?」などの労働組合の成り立ちや歴史から始まった。ストライキやメーデーという言葉すら知らない学生たちは、アルバイトで働くことも労働基準法で守られていることや、突然、店長から「明日から来なくていい」と言われたらどうしたらよいかもわからない。非正規労働者の置かれた位置やブラック企業の手口、就職先を決めるときのポイントなどを労働相談からの具体的な事例を入れた講義内容となった。

受講後、受講生はレポートを提出するが、「アルバイトも労働者」「非正規労働者増加への不安」「格差拡大」「春闘」「ブラック企業」「組合の活動が多岐にわたっている」「パブから組合ができたことにびっくりした」などが寄せられた。

若い世代に労働組合や連合の役割を直接伝えたいと2005年にスタートした「連合寄付講座」。働く者の立場から、経営とは別の視点で生きた職場経験を伝える労働教育

の機会となつていいる。組合活動をj知ることj、職場や働くというjことを自分自身の問題として考えるきっかけにもなる。「連合寄付講座」を機会に今後も労働組合の役割や労働運動の意義について発信していくことが重要である。



講義の様子 (関東学院大学302教室)

第3回ユニオン学習会開催!参加者募集

2019年度最後の「ユニオン学習会」を開催します。昨年j引き続き、世界の歴史と日本のかかわりをやさしく紐解きます。皆様のjご参加をお待ちしています。

日時 12月20日(金)・6時15分
場所 連合会議室
テーマ 「微用工問題 日本と韓国」
講師 紙屋顧問
懇親会費 1人千円
申込は 連合ユニオン神奈川
電話フリーダイヤル
0120(154)052

ト一カロ裁判 傍聴行動の要請

○日程 11月25日(月)10:00
○証人尋問
○場所 東京地方裁判所
(地下鉄霞ヶ駅下車)
*9時40分に東京地裁
玄関ホール集合。